

京都市文書料の適正化のための関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第167号

京都市文書料の適正化のための関係規則の整備に関する規則

(京都市保健所条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市保健所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定めがないものの項中「350」を「500」に、「700」を「1,500」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「420」を「500」に、「1,400」を「1,500」に、「特別な」を「特殊な」に、「2,800」を「3,000」に改め、「特殊な」を削り、同表備考3(2)中「特別な」を「特殊な」に改め、同備考3(3)中「特殊な」を削り、同備考4中「特別な」を「特殊な」に改め、「特殊な」を削り、同備考5中「特殊な」を削り、「あって」を「あって、」に改める。

(京都市休日急病診療所条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市休日急病診療所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「420」を「500」に、「1,400」を「1,500」に、「2,800」を「3,000」に改める。

(京都市児童福祉センター条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「420」を「500」に、「1,400」を「1,500」に改める。

(京都市桃陽病院条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市桃陽病院条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「420」を「500」に、「1,400」を「1,500」に、「2,800」を「3,000」に改める。

(京都市健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2文書料の項中「420」を「500」に、「1,400」を「1,500」に、「2,800」を「3,000」に改める。

(京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第7条 京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「420」を「500」に、「1,400」を「1,500」に、「特別な」を「特殊な」に、「2,800」を「3,000」に改め、「特殊な」を削り、同表備考2(2)中「特別な」を「特殊な」に改め、同備考2(3)中「特殊な」を削り、同備考3中「特別な」を「特殊な」に改め、「特殊な」を削り、同備考4中「特殊な」を削り、「証明書で」の右に「あって」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)